

令和4年度公益財団法人ソフトピアジャパン地域企業 DX 推進支援事業
「AI等デジタル技術を活用した製造現場改善のためのデータ収集・見える化
およびDX推進戦略構築に係る支援業務」仕様書

令和4年度 公益財団法人ソフトピアジャパン地域企業 DX 推進支援事業「AI等デジタル技術を活用した製造現場改善のためのデータ収集・見える化およびDX推進戦略構築に係る支援業務」の実施について、公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「甲」という。）は、請負人（以下「乙」という。）が請負うべき業務の仕様を次のとおり定める。

1 業務の目的

本業務は、別表に定める目的で行う支援業務をより効果的に行うため、乙が支援業務を請け負うものである。

2 業務名

令和4年度公益財団法人ソフトピアジャパン地域企業 DX 推進支援事業「AI等デジタル技術を活用した製造現場改善のためのデータ収集・見える化およびDX推進戦略構築に係る支援業務」

3 業務の内容

乙は、支援日程・場所、支援方法、支援内容等について、甲の指示に基づき実施しなければならない。業務の内容は、別表のとおりとする。

4 支援内容の変更

当該支援業務において、乙がやむを得ず支援内容の一部を変更するときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

5 機材・ソフトウェアについて

支援業務で使用する PC、ネットワークカメラ等の機材は乙が準備する。また、データを収集・集計、見える化するソフトウェアについても同様とする。

6 支援希望者の募集等

希望支援者の募集、選定等は甲において行うものとする。

7 業務遂行の条件

乙は、業務に誠意をもって従事するものとし、令和4年度公益財団法人ソフトピアジャパン地域企業 DX 推進支援事業「AI等デジタル技術を活用した製造現場改善のためのデータ収集・見える化およびDX推進戦略構築に係る支援業務」における必要かつ十分な知識と経験を有する業務従事者を選任すること。

8 業務実施体制

契約締結後、速やかに本業務の実施に関する連絡担当者を1名選任すること。

9 報告書類について

乙は、業務終了後、速やかに「事業実施報告書」、「DX推進戦略・計画」及び「業務完了届」を提出すること。

10 支払条件等

本業務の契約金額の支払いは業務終了後に支払うものとする。

1 1 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再請負の禁止

乙は、乙が行う本業務を一括して第三者に請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、甲と協議のうえ、その一部を請け負わせることができる。

(2) 個人情報

乙が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。

(3) 守秘義務

乙は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

1 2 業務の継続が困難となった場合の措置について

甲との契約期間中において、乙による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

乙の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、甲は契約の取消しができる。この場合、甲に生じた損害は、乙が賠償するものとする。なお、次期請負人が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、甲及び乙双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、請負期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期請負人に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供することとする。

1 3 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。

(2) 履行期間の延長

乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

1 4 その他

本仕様書に明示なき事項、または事業遂行上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

別表

項 目	内 容
名称	令和4年度公益財団法人ソフトピアジャパン 地域企業 DX 推進支援事業 「AI 等デジタル技術を活用した製造現場改善のためのデータ収集・見える化 および DX 推進戦略構築に係る支援業務」
目的	<p>地域企業の DX を推進するためには、IT・IoT・AI 等のデジタル技術の活用とともに業務改善や経営改革を一体的に進めていく必要があるが、企業内の体制やそれをサポートする専門家等が分かれている、もしくはうまく連携ができていないため、デジタル化までに留まる事例が散見される。また、DX 推進事例が紹介されることも増えつつあるが、長期間の取り組みの積み重ね等によって創出されたものも多く、取り組みのきっかけを見出すことができない地域企業も少なくない。</p> <p>今年度、ソフトピアジャパンでは、経済産業省「令和4年度 地域新成長産業創出促進事業費補助金（地域 DX 促進活動支援事業）」を活用し、他の産業支援機関や IT 企業等と連携を図りながら、ものづくり中小企業を対象に、デジタル技術の活用と製造現場の改善を同時並行的に進めることで生産性の向上を図り、それらを DX 推進戦略の構築につなげていく事業を実施し、創出する DX 推進モデル事例を、岐阜県をはじめ中部圏に広く普及させることを企画している。</p> <p>当事業では、画像認識や AI 等のデジタル技術を活用した設備稼働等に係るデータ収集、改善指導を行うためのデータ集計・表示、製造現場の見える化、さらには、全体の業務の診断・分析、全体最適化に向けた DX 推進戦略の構築については、高い専門性と豊富な実績・ノウハウ等を有する事業者を活用し、ものづくり中小企業を支援する。</p>
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・東海3県に立地するものづくり中小企業等 ・DX 推進への取り組みに意欲的で、モデル事例となりうる可能性を期待できるものづくり中小企業等
支援対象企業数	3社（支援に係る費用負担はなし） ※ソフトピアジャパンにおいて、募集・選定を行う。
日程	令和4年10月～令和5年1月
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○データ収集・製造現場の見える化 ・導入企業、改善指導者と連携した対象設備や工程の選定 ・AI ツール等の導入 ※様々な設備、また、設備の画面表示や作業員等からデータを収集する必要性が発生した場合にも柔軟に対応できること ・改善活動を展開するために必要なデータの収集・集計・表示 ・安定的なツールの運用のためのフォローアップ

	<p>○DX 推進戦略・計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場の簡易診断 ・全体の製造プロセスの分析 ・全体のシステムのあるべき姿など、DX 推進を図るための戦略や計画の作成
方法・場所	<p>データ収集・製造現場の見える化のための AI ツール等の導入、工場の簡易診断等にあたっては、支援先企業の製造現場で実施すること。</p> <p>フォローアップや DX 推進を図るための戦略や計画の作成にあたっては、製造現場もしくはオンラインで実施すること。</p>
最終成果物	<p>支援先企業ごとに取りまとめた「事業実施報告書」、「DX 推進戦略・計画」</p>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得たうえで収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10 甲は、乙が契約による事務の執行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。